

認定調査票の記入方法

1 認定調査票（概況調査）の記入要綱

1 記入方法

(1) 記入者

調査票右上部の保険者番号、被保険者番号については事務局があらかじめ記入し、その他の内容は当該調査対象者に認定調査を行う調査員が記入する。

(2) 記入方法

認定調査票(概況調査)への記入は、インク又は黒のボールペンを使用する。(ワープロ、ゴム印等を使用することは差し支えない。)文字の修正、削除等の際には、修正液等を使用せず、必要な部分に線を引き、修正又は削除を行う。

2 事務局による事前の記入事項

(1) 保険者番号

当該市町村の保険者番号を記入する。

(2) 被保険者番号

当該申請者の被保険者番号を記入する。

3 調査員による記入事項

(1) 調査員(記入者)()

実施日時、調査員氏名、所属機関等を記入する。調査の実施場所については、該当するものに 印をつける(その他の場合は場所名を記入する)。

(2) 調査対象者()

・過去の認定

該当するものに 印をつけ、2回目以降の認定申請である場合には、前回認定年月日を記入する。

・前回認定結果

2回目以降の認定申請である場合に、前回認定結果について該当するものに をつけ、要介護の場合には要介護状態区分についてあてはまる数字1~5を()内に記入する。

・調査対象者氏名

調査対象者の氏名を記入し、ふりがなをふる。

・性別

該当するものに 印をつける。

・生年月日

該当するものに 印をつけ、年齢を記入する。

- ・現住所
居住地（自宅）の住所を記入する。なお、病院・施設等の入院・入所者は、病院・施設等の住所と電話番号を記入する。
- ・家族等連絡先
連絡先には、緊急時の連絡先となる家族等の氏名、調査対象者との関係、住所及び電話番号を記入する。

4 現在受けているサービスの状況について（ ）

（1）在宅利用の場合

在宅サービスを利用している場合は、該当する事項の欄に印をつけ、サービス利用頻度（回数）を記入する。「市町村特別給付」又は「介護保険給付以外の在宅サービス」を利用している場合についてはその名称を[]内に記入する。

頻度については、「住宅改修」については過去の実施の有無、「福祉用具貸与」については調査時点における利用品目数を、「福祉用具購入」については過去6月の品目数を、それ以外のサービスについては、過去3月間の月あたりの平均回数（サービスを利用している期間に限る）を記入する。

なお、準備要介護認定期間中における各サービスは以下のとおりとする。

- ・「訪問介護（ホームヘルプサービス）」とは、日常生活に支障がある人の家庭を訪問して、介護・家事サービスを提供するものをいう。老人福祉法上のホームヘルパーの訪問や、民間のシルバーサービス事業として実施されているホームヘルプサービスを含む。
- ・「訪問入浴介護」とは、市町村、老人福祉施設あるいは訪問入浴事業者が訪問して入浴介助を行うものをいう。
- ・「訪問看護」とは、訪問看護ステーション及び医療機関から保健婦（士）、看護婦（士）、准看護婦（士）が訪問して看護を行うもの及び訪問看護ステーションの理学療法士等が訪問してリハビリテーションを行うものをいう。
なお、市町村の保健婦等が定期的に保健指導のために訪問するもの（老人保健法による訪問指導等）は、これに含めない。
- ・「訪問リハビリテーション」とは、病院、診療所（医院）の理学療法士等が訪問する行為をいう。訪問看護同様に市町村の老人保健事業の訪問指導として理学療法士、作業療法士あるいは言語療法士が訪問して指導する場合は、これに含めない。
- ・「居宅療養管理指導」とは、通院することができない患者に対して、医師等が訪問して診療等するものをいう。寝たきり老人訪問診療、歯科訪問診療、寝たきり老人訪問薬剤管理指導、訪問歯科衛生指導、寝たきり老人訪問栄養食時指導等を含む。
- ・「通所介護（デイサービス）」とは、送迎用バス等の手段で通所介護（デイサービス）センターに通う人に対して、入浴、食事等の介護を提供するものをいう。老人福祉法上のデイサービスA（重介護）型、B（標準）型、C（軽介護）型、D（小規模）型、E（痴呆性老人向け毎日通所）型を問わない。なお、ナイトサービスも含む。
- ・「通所リハビリテーション（デイケア）」とは、病院、診療所（医院）、老人保健施設が

提供するデイケアをいう。なお、ナイトケアも含むものとし、1日にデイケアとナイトケアの両方を受けた場合には、2回と算定する。病院、診療所（医院）の外来でリハビリテーションを診療行為として受けた場合、1日に4時間未満のデイケアを受けた場合、保健所、市町村保健センターで老人保健法による機能訓練を受けた場合は、これに含めない。

- ・「福祉用具貸与」とは、日常生活用具（車椅子や特殊寝台等）の賃貸（リース、レンタル）をいう。
- ・「短期入所生活介護（特養）」とは、寝たきり老人等の介護者に代わって、特別養護老人ホームのショートステイで短期間高齢者を預かるものをいう。
- ・「短期入所療養介護（老健・診療所）」とは、寝たきり老人等の介護者に代わって、老人保健施設又は診療所が短期間（14日以内）高齢者を入所させるものをいう。
- ・「痴呆対応型共同生活介護」とは、痴呆性老人向けグループホーム（痴呆対応型老人共同生活援助事業）をいう。
- ・「特定施設入所者生活介護」とは、有料老人ホーム（介護付終身利用型、介護専用型）介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）をいう。
- ・「住宅改修」とは、日常生活に支障がある人の家庭において、その支障を軽減することを目的として住宅を改修するものをいう。手すりやスロープ等の設置をいう。

介護保険給付外の在宅サービス（市町村の老人保健事業としての訪問指導、機能訓練、保健所が実施する保健指導等が定期的にある場合や、在宅介護支援センター、高齢者生活福祉センターの定期的なサービス行為、及び民間事業者やボランティアが定期的に提供しているサービス等）を利用している場合は、介護保険給付外の在宅サービスの欄に印をつけ、その行為あるいはサービスの種類名を[]内に記入する。

（2）施設利用の場合

施設・病院に入所（院）している場合は、該当する施設の欄に印をつけ、施設（病院）名、住所及び電話番号を記入する。

なお、準備要介護認定期間中における各施設については以下のとおりとする。

- ・介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設 老人保健施設
- ・介護療養型医療施設 療養型病床群・老人性痴呆疾患療養病棟・介護力強化病院

5 調査対象者の主訴、家族状況、居住環境、虐待の有無等（ ）

調査対象者の主訴、家族状況、調査対象者の居住環境（外出が困難になるなどの日常生活に支障となるような環境の有無）、虐待の有無、日常的に使用する機器・器械の有無等、特に記載すべき項目があった場合に記載する。